

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度、または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：令和4年8月1日～令和5年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額
3割	現 役 並 み 所 得 者	【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円
2割	一 定 以 上 所 得 者	56万円
1割	一 般	
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ（※1）	31万円
	区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または高齢福祉年金を受給している方

申請される方は、長万部町役場町民課戸籍医療年金係までお申し出ください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

町民課戸籍医療年金係

【電話】01377-2-2453



求 人 募 集 !

（有料広告） 有限会社 ヤマタ菊田水産

■作業内容 松前漬 焼売 製造ほか

■勤務時間 8:00～17:00(休憩あり)※お子様のいる方要相談

■賃 金 @960円～

◆連絡先◆ ☎01377-2-3624 担当 木幡

